平成30年10月22日

於·1002会議室(10階)

第1058回

電波監理審議会

電波監理審議会

目 次

1.開	会1
2.諮問事項	(総合通信基盤局)
\circ	平成30年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査
	の評価結果(案)
	(諮問第27号)1
3.報告事項	(総合通信基盤局)
\circ	第5世代移動通信システムに関する公開ヒアリング等の結果
	1 7
4.諮問事項	(情報流通行政局)
(1)	中波放送、短波放送、超短波放送及びテレビジョン放送を行う地
	上基幹放送局の再免許
	(諮問第28号)26
(2)	日本放送協会所属短波放送局(国際放送)の再免許
	(諮問第29号)26
5.閉	会 3 7

開 会

○吉田会長 それでは、電波監理審議会を開会いたします。総合通信基盤局の 職員に入室するようご連絡をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員入室)

諮問事項 (総合通信基盤局)

平成30年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の評価結果 (案)

(諮問第27号)

○吉田会長 それでは、審議を開始いたします。まず、諮問第27号になりますが、「平成30年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の評価結果(案)」につきまして、片桐移動通信企画官からご説明をお願いいたします。

○片桐移動通信企画官 よろしくお願いいたします。移動通信課の企画官、片桐でございます。

平成30年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の評価結果 (案)ということで、諮問をさせていただきました。諮問の内容ですが、平成29年に電波法を改正いたしまして、それから関連する省令の改正をいたしました。

電波の利用状況調査につきましては、従来、全周波数帯を3つに区切って、 3年に1回ずつ同一周波数を評価してきましたが、昨今の携帯電話及び全国B WAと呼ばれる広帯域移動通信アクセスシステムにつきまして、非常に国民生活における重要性が高まっていること、並びに電波の有効利用の必要性が非常に高まっていることから、新しい制度におきましては、これらの携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査を毎年行うことにいたしまして、今回が初回の実施となります。

それでは、概要説明から。2ページ目に移っていただきたいのですが、調査 はかなり多岐にわたりますので、ひとまず概要ということでお話をさせていた だきます。

1枚おめくりいただきまして、3ページ目です。これは移動通信システムの現状ということで、我が国の移動通信システム、とりわけ携帯電話、それからBWAの契約者数につきましては約1億7,225万ということで、1人当たり1.5台の端末が普及しているという状況です。背景にはスマートフォンや動画伝送等の利用拡大でトラフィックが非常に急増しているということもあり、今後は4G、現在使われています第4世代の高速化や、2020年までの5G、第5世代移動通信システムの導入等が期待されています。このページの右側ですが、月間平均トラフィックや1契約当たりの平均トラフィック、これまでと同様の趨勢になりますが、1年間で1.3倍から1.4倍に増えてきております。

4ページ目、先ほど多少申し上げましたが、移動通信システムに係る今般の 電波の利用状況調査の概要です。やはり国民生活を支える重要な無線通信であ るこれらの移動通信システムについて、技術革新やサービス動向等の変化が非 常に激しいということもあり、特出しで毎年調査することになりました。

中段になりますが、従来の調査と今回の調査の比較です。従来は3年に1度、3つの周波数帯に分けたものを毎年調査しておりましたが、今回からは携帯電話及び全国BWAについては、毎年調査を行うということになりました。さらには、無線局の開設状況だけではなく、周波数を横断して周波数のひっ迫度(ト

ラフィック)やMVNOの促進、最近モバイル市場の競争をもっと促進すべきだという議論が非常に高まっておりますが、こういった部分についても調査させていただいております。それから3点目としまして、周波数帯別はもちろんですが、今般、免許人ごとに調査・評価し、公表したという初めてのケースです。

評価指標、評価の仕方ですが、大きく2部に分かれまして、まず下の左側の各周波数帯別の利用状況の評価指標については、カバレッジは人口カバー率等がメインになります。それから通信速度向上等に関する技術導入ということで、技術進歩が非常に速い中で、有効な周波数利用に関する取り組み状況を、過去の開設指針と照らしまして調査・評価させていただいております。

それから右側になりますが、周波数帯を横断した評価指標ということで、電波のひっ迫度を見るのに適当と思われる移動通信トラフィック、これは免許人ごとの総トラフィック等を調査して公表しています。2点目としまして、電波の割当てを受けていない者等、いわゆるMVNOの促進についてどういった取り組みをしているか。これは、これまでの開設指針でも割当ての際に考慮している事項ですので、こちらもあわせて評価し、事業者ごとの調査結果を公表しました。

5ページ目につきましては、それぞれの評価がどうなっているかという要約です。5ページ目、まず各周波数帯別の評価指標ですが、今回が初回ということでありまして、各免許人の周波数の利用状況調査について、申請時の開設計画の記載内容等が正しく満たされているかどうかを検証しました。こちらは、割当て当初の各免許人が記載してきた事項が正しくその後も守られているかどうかということを調査したものであり、対象といたしましては6社――NTTドコモ、KDDI及び沖縄セルラー電話、ソフトバンクに加えまして、全国BWA事業者でありますUQコミュニケーションズ、ワイヤレスシティプランニ

ングの6社です。楽天モバイルネットワークにつきましては、平成30年度に入ってから開設計画が認定されましたので、今回は対象となっていません。

評価の仕方ですが、A、B、Cの3段階でありまして、Aが非常に正しく守られている、Bがおおむね守られている、Cが適切に守られていないということです。一部、終了促進措置等の遅れに伴い、外部的な要因により評価ができない場合を除きまして基本的にA評価です。これは裏を返しますと、開設計画がきちんと守られていないとよろしくないということですので、この点はひとまず、正しく守られているということで、全てほぼA評価になっています。

他方、周波数帯を横断した評価指標ですが、こちらにつきましては、まず移動通信トラフィックにつきまして、後ほどもう少し詳しくご説明いたしますが、各免許人とも移動通信システムの総トラフィック増大への対応などを実施していると認められる一方で、総トラフィックが各社グループごとに同じでありながら、携帯電話用の周波数を十分に活用しているNTTドコモと、グループ会社に全国BWAを持っておりますKDDIグループ、ソフトバンクグループにおいて、トラフィックの分布に2極化する傾向が見られます。

それから、MVNOの促進への取り組みにつきまして、携帯3社がそれぞれ一定のMVNOの促進に努めている一方で、全国BWA事業者、UQ及びワイヤレスシティプランニングにおきましては、自社グループ内の携帯電話事業者への回線提供が大半を占めておりまして、このような利用方法を見ますと、多様かつ多数のMVNOが回線を利用している状況にあるとは必ずしも言いがたいという結果となっております。

6ページ目が各周波数帯別の評価指標、実際にどのような調査を行っているかというものを抜き出して図式化したものです。ここでは、各事業者が中心的な周波数として使っております 2 G H z 帯及び 3 . 5 G H z 帯の 2 つの周波数帯におきまして利用状況を上げています。もちろんこれ以外にも周波数帯はた

くさんありますので、それは概要版のほうで後ほどご紹介いたします。

まず、一番大事だと思われますカバレッジ、いわゆる携帯電話の利用可能な地域ですが、こちらにつきましては、2GHz帯の場合、棒グラフの左側になりますが、ドコモが比較的大きい。それから基地局数につきまして、KDDI、ソフトバンクはやや少ない数にはなっていますが、人口カバー率という面では、九十数%達成しているという状況です。

それから、 $3.5\,\mathrm{GHz}$ 帯、やや高い周波数帯になりますが、こちらは実はまだ開設計画の期間中で、2018年度末までに人口カバー率50%以上をカバーする見込みのものですが、現状はまだ人口カバー率が最低50%カバーというところには至っていない事業者、KDDI/沖縄セルラー電話などがありますが、こちらにつきましては2018年度末までに50%以上達成カバー見込みです。

その下に、参考といたしまして、全国に占める各地域の人口の割合がありまして、一番下の1行で示してあるものが全国の人口割合ですが、それと比較して、それぞれの周波数帯ごとの基地局等の分布状況をグラフ化しています。これを見ますと、2GHz帯は各事業者が全国的にカバーするベースバンドとして使っているということもあり、ほぼ全国に占める各地域の人口の割合と類似した分布となっております。他方で、3.5GHz帯は、こちらは周波数が高くトラフィック対策ということもあり、全国的な地域の人口分布と比べますと、やはり都市部、政令市、中核市といったところが基地局の分布は多くなっています。

それから、右側の2番ですが、通信速度向上に資する技術導入ということで、 おおむね各社ともに必要な先進的な技術を導入し、周波数の有効利用に努めて いるという状況が伺えます。

左下3番、混信等の防止ですが、こちらもおおむね適切な実施状況というこ

とで、安全・信頼性の確保につきましても、各社必要な人員等をそろえた災害 対策等も正しく行われているということです。

続きまして、7ページ目、8ページ目です。7ページ目、周波数横断的な評価の1つでありますデータトラフィックの調査・評価結果ですが、まず1カ月間の全契約数の総トラフィックは、各社おおむねトラフィック総量が同じです。少しページがとびますが、19ページを一度ご覧いただけますと大変助かります。よろしいでしょうか。19ページで、各携帯電話会社及び全国BWA事業者に割り当てられた周波数が分類されています。ドコモの場合には合計で240MHz、携帯電話用の周波数を確保している。それから、KDDIグループですが、KDDIの携帯電話用の周波数が190MHz、UQの全国BWA事業者用の周波数が50MHzということで、合わせて240MHz。それから、ソフトバンクグループですが、こちらも携帯電話用の周波数が220MHz、それからワイヤレスシティプランニング、全国BWA用の周波数が30MHzで合計250MHzといった分布になっています。楽天につきましては、今年度認定されました40MHzということで、合計770MHzが今割り当てられているという状況です。

こちらの表と照らしまして、7ページ目に戻っていただきたいのですが、7ページ目の総トラフィックにつきましては、それぞれ各社に割り当てられているグループごとの周波数帯幅がほぼ同じということから考えますと、おおむね同じようなトラフィックを稼ぎ出しているという状況です。

ただし、その右側に、総トラフィックの事業者別内訳ということで、携帯電話の総トラフィックと、(2)の全国BWAの総トラフィックと分類して見ますと、携帯電話事業者のトラフィックにつきましてはドコモが非常に大きくなっている一方で、KDDI/沖縄セルラー電話、ソフトバンクにつきましては半分ぐらいになっております。対しまして、全国BWA事業者、UQ、ワイヤレ

スシティプランニングにつきましてはそれぞれ50MHz幅、30MHz幅という非常に狭い周波数帯でありながら、実はKDDIグループ、ソフトバンクグループの半数以上をこちらの周波数帯で稼ぎ出しています。この総トラフィックの事業者別内訳(1)、(2)を足し合わせたものが一番左の総トラフィックということになりますので、この点の今般の分析といたしまして、KDDIグループにつきましては、総トラフィックに占める全国BWAの割合が半数を超えている。同じくソフトバンクグループにも同じ指摘をさせていただいております。

8ページ目です。もう1つの周波数横断的な評価指標のMVNOの促進に関する調査・評価結果です。こちらは、それぞれ、各MNOのMVNOへのサービス提供状況を記載していますが、ドコモがMVNO27社と契約しているのに対して、KDDI/沖縄セルラー電話は32、ソフトバンクは373ということですが、契約者で見ますと、MVNOの契約者がドコモは928万、KDDI/沖縄セルラー電話が624万、ソフトバンクは402万で、契約するMVNOの数とその契約者の数に不均衡な状況が見られます。

さらに言いますと、UQにつきましては、MVNOの契約数が2,902万となっております。そのうち、グループ内の契約数が2,716万ということで、グループ外へのMVNOの契約者数が少ないことがご覧いただけると思います。ワイヤレスシティプランニングに至りましても、2,888万の契約者数のうちグループ外が1万という状況ですので、自社グループ内の携帯電話事業者への回線提供が大半を占めているという状況がご覧いただけると思います。

参考としまして、下に記しました I o T への取組としましては、各社ともこれから I o T の導入はますます進んでいくと思いますが、相当数の I o T 端末を開設して、サービスの導入を進めていくという状況が認められると思います。最後に 9 ページですが、こちらには、今般の調査におきまして、どういった

評価をしたほうがいいのかというところから検討を始めましたが、調査・評価を行ってみての、我々としての今後に向けた課題です。こちらもパブリックコメントに付しています。

1点目が、各周波数帯別の評価方法につきまして、A、B、Cの3段階で、今回、各免許人が基地局の開設計画を適切に実施・維持しているかを調査・評価したわけですが、基本的にはやはり開設計画に基づいた進捗状況が正しく確認されるのが、ある意味当然ですので、基本的にほとんどAになってしまったということです。

これにつきましては、今後、より多段階の評価指標、基準を設定するとか、あるいは免許人の計画目標に捉われない客観的な指標といったもので、あるいは前年度の比較等も今後評価するという、さまざまな評価方法を検討することが課題と考えております。

また、周波数横断的な調査事項につきましては、MVNOの促進等について、特に継続的な取り組みが行われているかを含め検証していきたい、あるいは段階的な評価の可能性を検討することも課題と認識しております。

また、2つ目は計画期間経過後の周波数帯の評価方法です。これも(1)と 関連しますが、開設期間を経過した周波数帯等につきまして、例えば技術進歩 の影響によって、当時より、より先進的な技術が導入できるだろうといった点 もありますので、申請時の基地局の開設計画の内容だけでなくて、あわせて最 近の開設指針に用いられている内容などにも従って調査・評価等を行っていく ことが課題と認識しております。

それから、3番目の移動通信トラフィックですが、今般、免許人または免許 人グループごとの総トラフィックについて評価しましたが、今後、こちらの深 掘りをすることを考えておりまして、時間帯別のトラフィック傾向や、地域別・ 周波数帯別のトラフィック動向等を調査するといったことも課題として考えて います。

いずれにしましても、今般新しく、初めて事業者別のさまざまな調査をし、 進捗状況につきまして、調査・評価をして公表させていただきましたが、今後 の技術革新やサービス動向の変化等も踏まえまして、随時見直しを行ってまい りたいと思っております。

続きまして、パブリックコメントを付させていただきましたが主な意見募集の結果と総務省の考え方ということで、10ページ以降にまとめています。文字が多くなってしまっておりますが、まず、公益社団法人全国消費生活相談員協会から幾つかご意見をいただいております。総数では6件いただいておりまして、法人4件、個人2件ですが、主なものとして、まずこちらの団体ですが、ここから3ページほど続きます。最初は、700MHz帯につきまして人口カバー率が非常に低くなっているというご指摘がメインです。

700MHz帯の状況につきましては、こちらもページがとんでしまい申しわけありませんが、27ページをご覧いただけると幸いです。27ページに700MHz帯の調査結果が出ており、確かに当初の開設計画より遅れが見られるということですが、こちらにつきましては、28ページのカバレッジのところに書いていますが、こちら終了促進措置により、さまざまな既存の免許人の方に移行していただいて、その後使うということになっておりますが、終了促進措置が遅れていまして、計画の進捗に遅れが見られております。ですが、今後、順次カバレッジを拡大していくということですので、今後とも総務省におきまして進捗状況を厳正に確認していきたいということです。

それから、10ページ目の2つ目のご指摘といたしまして、全国BWAは都市部以外ではつながりにくいというご指摘がありました。こちらも、ページがとびますが、41ページに全国BWA向けに割り当てられました2.5 GHz 帯の調査結果の概要を記載しています。こちらは、開設計画の目標どおりという

ことで、UQのほうが人口カバー率86%、96%。ワイヤレスシティプランニングにつきましては86%ということで、当初の開設計画の目標は達していますが、右側の基地局の地域分布をご覧いただきますと、やはり多少23区、政令市、中核市等に重きが置かれた置局になっているということですので、今後こういった実態について正しく評価した上で、引き続き適切に調査・評価を行っていきたいと考えています。

それから、11ページですが、こちらは3Gサービスの廃止が今後予定されると思いますが、こちらについては消費者について大きな問題となるので、早目の告知をお願いしたいということで、こちらはもちろん、適切に対処していくということと、もう1つ、データトラフィックにつきまして、今後とも増加が見込まれることで、過度な利用、無駄遣いなどを図る指標があればということですので、こちらも検討していきたいと思っております。

12ページです。こちらは多岐にわたりますが、1つはMVNOの定義について、先ほど8ページの後ろのほうでお示ししましたが、MVNOの数としては、消費者感覚からしてもドコモ系が圧倒的に多いと認識している。他方で、調査結果につきましてはドコモ27社、KDDI32社、ソフトバンク373社というMVNOの数が出ていますが、こちらにつきましては、現在電気通信事業法の報告規則で定義されたMVNOの定義に沿って調査をした結果ですが、このMVNOの範囲や評価方法につきましては、確かにご指摘も理解できる点がありますので、引き続きこちらのほうも事業部と一緒になって検討してまいりたいと思っております。

さらに、MVNOにつきまして、再販事業者が増えているといったこと、それから、UQコミュニケーションズにつきまして、先ほど申し上げましたが、全契約に占めるMVNOの割合が非常に大きい、ワイヤレスシティプランニングに至ってはほぼ100%であり、こちらの2社については、グループ外のM

VNOと社会的資源をもっと共有すべきという意見です。こちらについてもご 指摘を理解できると思いますので、今後とも適切な対応を行ってまいりたいと 思います。

いずれにしましても、MVNOの定義、これまでの調査の継続性等も考慮しなければいけませんが、実態を正しく反映するような方法を検討してまいりたいと思います。

それから、ページをめくっていただきまして13ページ、今度はソフトバンク及びワイヤレスシティプランニングのソフトバンクグループからですが、今般の調査・評価の結果は、事業者ごとに一定の周波数見える化への貢献となったという評価をいただいております。

一方で、特にトラフィックなどのデータについては、個社の経営情報に関するものもありますので、慎重な配慮をいただきたいということです。我々としましては、携帯電話及び全国BWAの市場動向といったものを明らかにするという公益的な目的を大切に守りながら、一定の個社の経営の配慮というものは引き続き行っていきたいということです。

それから、日本インターネットプロバイダ協会(JAIPA)からですが、 基本的には今後とも、特にMVNOの促進について、今般、大きな一歩となっ たということですので、さらに一層、こういった内容を明らかにする調査を継 続してほしいということで、賛同意見として承っております。

主な結果としては、こういった意見があります。パブリックコメントの内容を踏まえまして修文等はありませんが、今般の調査におきましては、こういった形で行われております。なお、パブリックコメントにかけた本体、並びに今般諮問を行わせていただく内容につきましては、14ページ以下、こちらのほうがまず本体の概要版であり、先ほど冒頭、概略版のほうでも説明させていただいた内容を、それぞれの周波数帯ごとに分類したものが、43ページまでの

免許人グループごとの主な周波数帯におけます調査結果の概要です。44ページ以下が音声トラフィック、データトラフィック、MVNO、IoTへの取組、それから、49ページ以降が、今後に向けた主な課題です。

それから、51ページ以降につきましては、パブリックコメントの詳細版です。57ページが諮問書ですので、こちらを今後ご審議いただきまして、答申をよろしくお願いしたいと思います。58ページに別紙といたしまして、今般の利用状況調査の評価結果の詳細な報告書も添付しています。こちらにつきましては、14ページからの概要版とほぼ同じ内容となっていますので、説明は割愛させていただきたいと思います。

概要につきましてご説明させていただきましたが、よろしくご審議のほど、 お願いいたします。

○吉田会長 大変詳細なご説明、ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いい たします。

○林委員 説明ありがとうございました。 5 ページの周波数帯を横断した評価指標ですが、BWAは独自のサービスとしての発展がみられず、BWAとして割り当てられた周波数の大半が、BWA事業者と資本関係等を有する携帯電話事業者による大都市部でのひっ迫対策等に利用されているという実態がみられます。現行、開設計画で事業者に「MVNOの普及に向けた取組」について記載させていますが、現状、事業者が割当て後にグループ外のMVNOの普及の取組を十分に行わなかったとしても、行政処分が難しく、ある意味、事業者が懈怠をしても割当てを受けることができる仕組みとなっており、やや問題があるのではないかと存じます。 確かに、本利用状況調査によって開設計画の進捗状況を公表して、ある意味世間の目にさらすことで、事実上、事業者に計画遵守をさせようとしているのかもしれませんが、公表自体には強制力はなく、

行政としてグリップしていることにはかならずしもつながらないとされるおそれもございます。以前、勧告・公表制度にかかる立法論が議論になりましたが、グループ外のMVNOの促進等について継続的な取組が行われているかを含め綿密に検証し、段階的な評価の可能性についてぜひ検討課題としていただきたい。以上、意見でございます。

- ○吉田会長 ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。
- ○石黒代理 質問よろしいでしょうか。私も5ページなのですけれども、2番の周波数帯を横断した評価指標のうちの上のほうです。移動通信トラフィックに関する2つ目の評価で、NTTドコモが割り当てられた周波数を十分に活用していると。これは多分、いい評価なのだろうと思うのですが、次に、さっき KDDIとソフトバンクについては、7ページのご説明で、総トラフィックを見ると、私の理解では、ドコモが240の割当てを受けていて25万強。KDDIについては携帯事業者としては190の割当てに対してドコモの半分以下、ソフトバンクも枠としては220ありながらドコモよりもかなり低いということで、この評価の見方というのは、割り当てられた電波を有効に活用していないのではないかということを示していると理解すればよろしいでしょうか。
- ○片桐移動通信企画官 特に携帯電話の周波数帯に割り当てられている周波数帯が、KDDIにつきましては190MHz幅、ソフトバンクにつきましては220MHz幅であり、ご指摘のとおりです。こちらについては、同様に、240MHz幅をもっているドコモが稼ぎ出している総トラフィックに比べてやはり半分程度になっているということから考えると、電波の有効利用が携帯電話のほうで正しく行われているかどうかという点につきましては、より詳細な分析を行っていく必要はありますが、この調査を見る限りではそういった傾向が伺われるのかなと思っています。
- ○石黒代理 でも、これは契約者数の差がここに出てきていると見るべきであ

り、有効に活用するのであれば、もう少し契約者数を増やす、あるいは1人当 たりのトラフィック数を増やす努力というのは多分事業者にはできないと思う ので、契約者数を増やすか、あるいは、これほど枠は必要ないということでこ の部分の再利用を検討するか、どちらかなのでしょうか。

○片桐移動通信企画官 そこはなかなか難しい面もありますが、例えば、7ページの一番右側で、一番左の総トラフィックを加入者で割ったグラフを掲げています。こちらは文字どおり、ドコモの場合には、同じ総トラフィックを稼いでいながら契約者が多いために1人当たりの総トラフィックが少なくなります。加入者が比較的少ない事業者になってくると、当然総トラフィックが1事業者当たり多くなってくるということですが、この表の見方というのは幾つかありまして、1つは、やはりドコモが頑張って加入者を獲得しているという評価もできる一方で、ソフトバンクなどは比較的周波数に余裕があるということもあって、大容量の料金プランなども打ち出している。こちらを有効利用と見るのか、あるいは無駄遣いと見るのか、そこは一義的に判断するのが非常に難しい面もありますので、こういった点についてさらに今後検討していきたいと思っております。

- ○石黒代理 わかりました。ありがとうございます。
- ○吉田会長 よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。
- ○長田委員 1つは、今のところは、ソフトバンクさん、KDDIさんは、自 社で割り当てられた周波数を十分に使うというのは、まずやっていただきたい。 その上で、MVNOはいろいろやっていらっしゃるとは思いますけれども、よ り周波数を分けていけばいいのではないかと思ったのですが。

もう1つ、全相協さんからのご意見のところで、最初かな、700MHz利用推進協会のことがご意見で出ていて、これ、私のところにもやはりこういうチラシが配られているけれども大丈夫かというご相談があって、もう少し、確

かな情報だということがわかる努力を、総務省も少し協力してやっていただい たほうがいいのではないかと思いました。

○片桐移動通信企画官 ご指摘はごもっともでありまして、いろんなチラシが 入ってまいりますので、適切な団体であるということもわかるようにしないと いけないと思います。

事業者とも連携をとりながら、この周知をきちんと進めていきたいと思って おります。

○長田委員 多分、文章はそんなに難しいことが書いてあるわけではないのですが、伝わらないのだと思うんです。なので、せっかく全相協さんもこういう意見を出していらっしゃるので、どういうふうに改善すればいいのかなどは、意見を聞きながら取り組んでいただければいいかなと思いました。

- ○片桐移動通信企画官 今後の課題とさせていただきます。
- ○吉田会長 私のほうからも、ちょっと幾つかコメントさせていただければと思います。基本的に、今回の評価(案)は非常に適切ではないかと感じました。その上で2点ほどご質問させていただきたいのですけれども、まず、7ページで説明いただいたデータトラフィックの結果です。今回直接説明はなかったのですが、資料の後のほうの45ページを見ますと、別途音声トラフィックの調査・評価結果が出ております。ということは、今回、このデータトラフィックの中には音声トラフィックは含まれていないということでよろしいのでしょうか。
- ○片桐移動通信企画官 はい、結構です。
- ○吉田会長 最近は音声もデジタルのデータで送られていますので、デジタルのトラフィックに換算して、データトラフィックと合算することも可能かなと思った次第です。音声トラフィック自身、まだかなり重要な利用形態かと思いますが、量的に考えるとデータトラフィックが大半を占めているため、今回ご

説明の中ではデータトラフィックについてのみ説明されたという理解でよろし いのでしょうか。

- ○片桐移動通信企画官 はい。会長のご指摘のとおりです。
- ○吉田会長 それからもう1点。先ほどご説明いただきましたとおり、携帯事業者3社ともほぼ同じぐらいの周波数帯域幅の割当てを受けており、その上での比較になっていますので、ほぼ正確かなと思うのですけれども、もう少し正確性を突き詰めれば、単位周波数帯域幅当たりとか、同じ帯域幅当たりで比較していただけるとよりクリアになるのかなと感じたところでございます。

あと、もう1点。これはコメントです。今回のご説明の中にはなかったのですけれども、18ページにトラフィックの経時変化が記載されていまして、お昼休みの時間に伸びているとか、夜遅い時間に、トラフィックが大きく伸びているなど、非常にわかりやすく示されています。この中で、赤が下りトラフィックで、青が上りのトラフィックということで、やはり現時点では上りリンクと下りリンクの差がすごく大きいなと感じます。専門的になってしまいますが、時間分割のTDDの場合は上りと下りに割り当てる時間幅を変えることによってある程度対応可能かなと思うのですけれども、周波数分割のFDDの場合、現状ではなかなか難しいですね。将来的にはIoT等の新サービスが入ってくるともう少し差が縮まる可能性があるかもしれないのですが、今のままではちょっともったいないですので、今後何とかうまく利用する手立てを探って欲しいなと感じたところでございます。

以上でございます。

○片桐移動通信企画官 我々も歯がゆい思いがありますが、FDDの場合、どうしても上りと下りで、これまでのところ同じような周波数の幅を使っているということですが、将来的には確かに、これから動画のアップロードなども増えてくるとは期待しつつ、やはり下りがどんどん伸びている実態をどうこれか

らいろんな施策に生かしていくかというのは難しい課題ですが、留意して取り 組んでいきたいと思います。

○吉田会長 ありがとうございました。

ほかによろしいでしょうか。特にほかにないようでしたら、諮問第27号に つきましては、諮問のとおり評価することが適当である旨の答申を行いますが、 よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 それでは、そのように決することといたします。どうもありがと うございました。

報告事項 (総合通信基盤局)

第5世代移動通信システムに関する公開ヒアリング等の結果

- ○吉田会長 それでは、次に、報告事項、第5世代移動通信システムに関する 公開ヒアリング等の結果につきまして、片桐移動通信企画官からご説明をお願 いいたします。
- ○片桐移動通信企画官 引き続きまして、失礼いたします。第5世代移動通信システムに関する公開ヒアリング等の結果でございます。2ページは先ほどと同じでございますので割愛いたします。

第5世代移動通信システム(5G)につきましては、3ページで概要をご紹介してございます。これまで、下の図にありますように、第2世代、第3世代、第4世代と参りまして、今は第4世代が中心になって、ほぼ第4世代となっておりますけれども、2020年までの5G実現というのが政府目標となってございます。5Gが導入されていくのが本年度末頃、2019年3月末頃の割当

てを予定しておりまして、また、折に触れまして審議会の先生の皆様にはご相談、報告をさせていただくことになると思いますが、今般、5Gの概要といたしまして、超高速という、今までの高速大容量の延長、第4世代の延長であるものに加えまして、超低遅延、あるいは多数同時接続といったものが新しい機能として加わってくるということで、これまでの、人に対する通信ということだけではなくて、様々なものとの通信が、大容量で、しかも遅延なく可能になるといった新しい特徴がございます。IoTであったり、あるいは遠隔で様々な作業を行ったりといったことが可能になるということでございます。

4ページでございますが、総務省は様々な取組を進めておりまして、研究開発や実証を行ったり、国際的な提携を行ったりしている一方で、3つ目の周波数の具体化、技術的条件と割当方針の策定ということで、現在割当方針につきまして検討しているところでございます。5Gの周波数の具体化と技術的条件につきましては、既に最初の割当用の要件といったものは作成されております。

5ページが政府決定ということで、未来投資戦略において、来年3月末頃までに周波数割当てを行い、さらに、5Gの地方への速やかな普及展開を推進するということが決定されてございます。昨今の地方創生等の動きも踏まえて、インフラの整備を行っていくということでございます。

6ページが、これまで情報通信審議会で行われました5G携帯電話用の周波数確保に向けた考え方でございまして、簡単に申し上げますと、2020年の5G実現に向けて、3.7GHz帯と呼んでおります表の一番上のところの周波数、それから4.5GHz帯、28GHz帯の3つの周波数帯において、2018年度末頃までの周波数割当てを目指すということで進めてございます。

7ページは割愛させていただきますけれども、8ページにつきましては、5 Gの候補周波数帯について情報通信審議会で報告を受けてございます。こちら をご覧いただくとお分かりかもしれませんが、5Gの周波数帯はなるべく広い 周波数帯幅を必要とするということで、これまでとは違って100MHz幅や400MHz幅といった周波数帯で割り当てることによって、5Gの機能が十分に発揮できるようになるため、かなり幅広の周波数帯をとらなければいけません。他方で、全く使用されていない周波数帯は今後なかなかないということで、今後の割当てにおきましては、他の免許人との共用が基本になってくるということでございます。ですので、それぞれ衛星通信、航空機電波高度計、あるいは公共業務用無線といったものとの共用を行いながら進めていくということでございます。

9ページでございますが、こちらは、これまでの様々な取組でございまして、 実証試験におきましては、5G利活用アイデアコンテストといったものもこれ までの実証実験に加えて行っていきます。一番下が重要なんですけれども、今 般の周波数割当てを行っていくということで、東京オリンピック・パラリンピ ックなども見据えまして、世界の先頭グループとして5Gを実現していきたい ということでございます。

10ページでございまして、その最初の足がかりといたしまして、5Gを展開する事業者のニーズ調査を平成30年8月31日から9月21日まで行わせていただきました。11ページにございますのは全国系の展開を希望する事業者4社です。これらは既存の事業者でございますけれども、4社から全国サービスを希望する旨の意向表明がございました。それから、特定地域でのサービス提供を希望する事業者としまして、合計22社から意見提出がございました。このうち21社がケーブルテレビの関係でございますが、もう1社はパナソニック及びパナソニックシステムソリューションズでございます。

12ページに今般のヒアリング内容ということでございまして、こちらに書いてありますそれぞれの項目について意向調査を行った上で、こちらの項目につきまして、さらに全国系の4社に対して公開ヒアリングを開催させていただ

きました。

その模様が13ページからでございまして、10月3日に総務省の地下講堂におきまして、4社の意見陳述者と有識者にご参加いただき、4社からプレゼンテーションを行っていただいて、それに対して有識者の皆様から質疑応答をいただくという形で公開ヒアリングを行わせていただきました。

その概要が14ページでございます。こちらにつきましては、基本的には16ページ以下に添付してございます利用意向調査に対して提出された意見と内容がほぼ同一のものとなりますけれども、公開ヒアリングの中では様々な深掘りの質問等もございまして、その結果を14ページでまとめているというものでございます。

希望周波数と幅につきましては、先ほどご紹介しました3つの周波数帯、3.7 GHz帯、4.5 GHz帯、28 GHz帯それぞれにおきまして、各社、3.7 GHz帯、4.5 GHz帯につきましては100MHz幅の割当てを希望するというということと、28 GHz帯について楽天モバイルネットワーク以外の3社につきましては400MHz幅を、楽天モバイルネットワークにつきましては800MHz幅の割当てを希望するということでございます。

導入時期につきましては、本格的な商用サービスの展開はいずれも2020年以降でございますが、その前に、ラグビーのワールドカップ等もございますので、地域が限定されたサービスにはなりますけれども、プレサービスという形で、特にNTTドコモ、ソフトバンクは実施を計画しているということでございます。

活用イメージでございますけれども、こちらにつきましては、総務省も協力 して行っておりますこれまでの総合実証や各社独自の様々な取組として行って きたものについて挙げてございます。多いのはやはりスポーツ観戦、スタジア ム等での多視点映像提供、大容量で4K、8K等で送るといったものや低遅延 大容量を生かして、建設機械を遠くから操作するような技術も含めまして、非 常に様々な利活用イメージといったものが挙げられてございます。

希望する評価指標ということで、こちらはこれからの開設指針の策定あるいは割当てに直結する話でございますけれども、これまでの人口カバーというだけではなくて、全国的なサービスの広がり、サービスの多様性、あるいは人だけではなくて地理的に多くの地域、あるいは全国において展開可能とする、一種の面的なサービスを行うべきである、評価すべきであるといったご意見が多く出されました。楽天モバイルネットワークからは、3.7 G H z 帯及び4.5 G H z 帯においては人口カバー率、28 G H z 帯においてはやはり市区町村カバーによる評価を希望するといった意見が表明されてございます。

また、ご参考といたしまして、こちらは公開ヒアリングの対象ではなかった んですけれども、15ページに利用意向の調査で全国系以外の特定地域でのサ ービスを希望する旨回答した者を示しており、大きく2種類ございます。

パナソニック及びパナソニックシステムソリューションズは、5 Gの導入に向けて、地域の電気通信事業者、企業、自治体等と協力して自営用のシステムでの周波数の利用希望を検討しているということでございます。サービスイメージとしましては、導入に向けた計画のところにございますが、例えば、人口減少地域等で地方部のロボット農林水産業ですとか、ロボット防災等、様々な用途に活用していきたいという意向が示されております。

他方で、ケーブルテレビ関連のほうでは、特に光化が難しいラストワンマイル、ケーブルテレビ事業者はまだ同軸ケーブルのラストワンマイルのところが多いわけですが、光化をするかわりに、特に28GHz帯の周波数を使って、家庭へのラストワンマイルの提供を中心に行いたいという意見が出されております。これはアメリカでベライゾンが展開しているものをイメージしているということでございます。

16ページ以降には、全国系の携帯電話事業者から提出された利用意向調査の結果が反映されておりますけれども、基本的には14ページのとりまとめ表と齟齬があるものではございませんので、後ほどご覧いただければと思います。以上、簡単ではございますが、5G公開ヒアリングの結果概要ということでございます。

○吉田会長 ご説明どうもありがとうございました。

ただいまの片桐移動通信企画官からのご説明につきまして、ご質問、ご意見 等がございましたらお願いいたします。

〇林委員 1つは意見、もう1つは質問なのですけれども、まず意見のほうは、 平成30年4月に、第4世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画の認定にあたって、楽天モバイルネットワークのみに付与される条件として、特定基地局の円滑かつ確実な整備を着実に行うことといった注文がついていたかと存じます。 5 G の利用意向が、すでに周波数が割り当てられた4 G の設備投資にくれぐれも影響のないようにお願いしたいと存じます。 これは意見でございます。

それから、もう1つは、これも前回も少し出たかもしれないですけれども、まさにこれから議論になると思われますが、14ページの評価指標のところで、人口カバー率だとかエリアカバー率に代えてというか、補完して、かもしれませんが、そういった5G特有の評価指標として、各社希望する評価指標というのがここに掲げられております。これをもう少しご説明いただきたい。例えば、全国的なサービスの広がりとかサービスの多様性を考慮した指標とか、これはドコモさんですけれども。あるいは5Gを多くの地域に整備するための指標とか。これは具体的にどういった指標なのかというのを、もう少し具体的にご説明いただければイメージしやすいと思います。

○片桐移動通信企画官 楽天モバイルネットワークにつきましては、先ほどの

利用状況調査もございますので、5 Gを導入するからといって4 Gの普及がお るそかにならないように4 Gの置局等もフォローしていきたいと思っています。

それから、ご質問がございました評価指標についてでございますが、 17° ージをご覧いただくと、例えばNTTドコモの場合、評価基準としまして、人だけから、あらゆるものがサービス対象になるということで、人口の多寡を問わずネットワークが利用できるような指標ということで、例えば5 Gの展開能力を評価する指標を示しています。これは、例えばある一定のエリアにおきまして、きちんと5 Gを展開できるような基盤を整備するということを評価してほしいというご意見です。それはKDDI やソフトバンクも同じく公開ヒアリングの場でも言われておりましたので、こちらの3 社につきましては少なくともきちんと認識されていると思います。楽天モバイルネットワークも、そういう意味では、28 GHz 帯におきましては、人口カバー率ではなく地域への広がりがあるような指標ということをおっしゃっておりますので、そういったことが必要になるだろうと思います。

また、NTTドコモからは、それに加えまして、より早い時期でのサービスを検討している社ですとか、都市部だけでなく全国的に必要とされるエリア展開もより優先すべきであるといったご意見もいただいておりますので、イメージとしましては、どちらかというと人口カバー率ではなくて、モノ、例えば人が住んでいないところでもIoTが利用される可能性も考慮した面的な展開といったものを1つのイメージとして各社持たれているのかなと思います。

○林委員 そうするとやっぱり、5 G というのはどうしても需要が見込まれる 大都市先行になって、地方が置いて行かれるのではないかという一般の懸念に ある程度配慮したというか、そこで面的な展開をしつつ、かつ、I o T なんか も念頭に置いてということですけれども、そこは事業者の設備負担との兼ね合 いというのが大きな課題になってきますので、そこが、今日お聞きした感じで はエリア整備を促進する方策として、基地局設備の協力とかいう話が出てこよ うかと存じます。

いずれにしましても、これから多分、具体的な評価指標をおつくりになるの が非常に大変な作業だと思いますので、そこはまた、都度ご教示いただければ と存じます。

○片桐移動通信企画官 また折に触れ、ご報告、ご相談をさせていただきたい と思いますので、ぜひとも厳正な審査を先生方にはよろしくお願いいたしたい と思います。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。では、私のほうからも少し確認させて いただきます。

今、林委員からも指摘がございました評価指標につきましては、私も非常に 重要な課題だと思っています。特に3ページでご説明がございましたけれども、 5 Gにつきましては社会的なインパクトが非常に大きく、いろんな業界に影響 を及ぼすと期待されます。そして、周波数の面で見ますと、先ほど、最初の諮問案件にも出てきましたが、先行する3社さんは、現在保有されている周波数 をすべて足し合わせても240MHzか250MHzに過ぎないわけですけれ ども、今回5Gにつきましては3.7GHz/4.5GHz帯で、各社さんとも 100MHz幅を要望されていて、かつ、28GHz帯では400MHz幅と いうことで、今保有されている帯域幅に比較して、ものすごく広い帯域幅を要望されています。つきましては、これを付与するに際しては、やはり社会的な 責務といいますか、社会や産業界をはじめとしていろんなところから期待が大きいと思いますので、その責務に応えていただくよう肝に銘じていただく意味 でも、評価指針の中にそういった何らかの評価基準をとり入れていただきたい と感じたところでございます。

それから、もう1点。今回意見募集されましたときに、この4社に加えまし

て、パナソニックさんとケーブルテレビの業界からも利用希望が上がってきたということで、3枚目のスライド記載の社会的なインパクトが大きいという観点から考えましても非常に好ましいことかなと思ったところです。ただ、気になりましたのは、パナソニックさんとケーブルテレビ業界以外にも、5Gを使いたいと言う方がいっぱいいらっしゃるのではないかなという点です。今回は周知広報がホームページか何かだったのでしょうか。そのため、ほんとうは使いたいけれども、今回必ずしもすべての希望者が意見を表明されなかったという感じなのでしょうか。いずれにしても、通信事業者以外からも要望が上がってきたということは、大変良かったと思います。

○片桐移動通信企画官 帯域幅については、今回非常に大きなものになるということでございますので、そこはご指摘のとおり、きちんとした対応が必要であり、世界でも非常に今、5 Gを競って導入するような動きが出ている、国際的にも注目されているものでございますので、しっかりした評価を行う必要があると思っております。

それから2つ目の、自営的な利用、地域限定の利用に手を挙げてこられたのが大きく2つということです。おそらく潜在的にはもっと他にもいらっしゃると思うんですが、これまで全国系の事業者だけが対象になっていたこともあり、具体的な計画を持って手を挙げるということを躊躇された方もいらっしゃるのかもしれませんので、今後とも自営的な利用、地域限定的な利用については、周知広報等も行いつつ、制度的な設計について検討していきたいと思っております。

○吉田会長 ありがとうございました。ほかの委員の方からご質問等ございま すか。お願いします。

○石黒代理 9ページを見ますと、周波数の割当てのスケジュールが2018 年度末ごろ終わる予定とありますが、これに向けたスケジュールはもう決まっ ていて、公表されているのでしたっけ。

○片桐移動通信企画官 まだ公表はされていないんですけれども、割当ての方針につきましては、まずパブリックコメントにかけた上で審議会にお諮りしないといけないということもございます。それを受けて事業者の公募、そして審査というプロセスがございますので、日程的には厳しくなってきているというのは実情でございます。

またご相談させていただきたいと思いますが、遠からずということかと思いますので、よろしくお願いいたします。

- ○石黒代理 わかりました。
- ○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、ほかにないようでしたら、本報告事項につきましては終了いたします。 どうもありがとうございました。

以上で、総合通信基盤局の審議を終了いたします。総合通信基盤局の職員は 退室をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員退室)

○吉田会長 それでは、情報流通行政局職員入室までしばらくお待ちください。 (情報流通行政局職員入室)

諮問事項 (情報流通行政局)

(1)中波放送、短波放送、超短波放送及びテレビジョン放送を行う地上基幹 放送局の再免許

(諮問第28号)

(2) 日本放送協会所属短波放送局(国際放送)の再免許

(諮問第29号)

○吉田会長 それでは、審議を再開いたします。次に、諮問第28号になりますが、中波放送、短波放送、超短波放送及びテレビジョン放送を行う地上基幹放送局の再免許及び諮問第29号、日本放送協会所属短波放送局(国際放送)の再免許につきまして、三田地上放送課長から一括してご説明をお願いいたします。

○三田地上放送課長 地上放送課長の三田です。よろしくお願いいたします。 それでは、諮問第28号と諮問第29号につきましてご説明させていただきます。

平成30年地上基幹放送局の再免許についてという資料をごらんください。 地上基幹放送局の免許の有効期間は原則5年であり、現行の免許は本年10月 31日をもって満了することとなっています。なお、コミュニティ放送は免許 の有効期限が異なっておりますので、この資料では「地上基幹放送局」とはコ ミュニティ放送を除くものとご理解いただければと思います。

まず、これまでの経緯や諮問の概要についてご説明させていただきます。本年5月1日から7月31日までの間、再免許等の申請を受け付けたところ、日本放送協会、民間地上基幹放送事業者195社等から再免許の申請がありました。このうち、電波監理審議会への必要的諮問事項である地上基幹放送を行う無線局(親局)の再免許について、審査の結果、関係法令に適合しているものと認められることから再免許を行うことについて諮問を行うということです。

基本的には、これまで放送を行っていた地上基幹放送局の親局の全てから再 免許の申請があり、再免許を行うというものですが、放送大学学園につきまし ては、今年3月のこの審議会においてご説明させていただきましたとおり、本 年10月30日に地上基幹放送局を廃止するという予定になっており、今後は 衛星放送のみにより放送を行うということになっていますので、再免許の申請 はなく、再免許も行わないことになっています。なお、新規の免許申請はあり ませんでした。

次に、諮問に係る地上基幹放送局についてご説明させていただきます。「1 諮問に係る地上基幹放送局(親局)」の表をごらんください。中波放送(AM放送)につきましては、日本放送協会(NHK)の総合34局と教育1局、民放47社47局。短波放送につきましては、NHKの国際放送1局、民放1社1局。超短波放送(FM放送)につきましては、NHK47局と民放52社53局。テレビジョン放送につきましては、NHKの総合44局と教育1局、民放127社127局。合計でNHK128局、民放228局がこの諮問の対象になる局です。

なお、AM放送を行う民放事業者47社のうち、32社がテレビジョン放送を兼営していますので、各種別の数値を足したものと合計は一致しておりません。

また、NHK及び民放各社の具体的な申請概要は諮問書の別紙のとおりです。 申請者の一覧は、この資料の別紙として9ページから12ページに添付しています。

2ページには、参考として、この審議会に諮問を要しない地上基幹放送局等を記載しています。①中継局、②FM補完中継局、③超短波文字多重放送局・受信障害対策中継放送局、④移動受信用地上基幹放送局、⑤衛星基幹放送局という5つです。

これらのうち、②のFM補完中継局は、AM放送事業者がAM放送の難聴地域等においてFM波を用いて補完放送を行うものです。また、③は一般財団法人道路交通情報通信システムセンターが行う文字多重放送と、地方公共団体等が受信障害の発生している地域で行う受信障害対策中継放送のことです。

④の移動受信用地上基幹放送局とは、V-Lowマルチメディア放送のこと

であり、これにつきましては、これまでこの審議会におきまして、ハード事業者である株式会社VIPに対して、各地域の親局で放送を開始するための予備免許を付与する都度、答申をいただいてきたところです。VIP社では全国7地域で親局・中継局の整備を進めているところであり、北海道を除く6地域で放送が開始されていますので、このたびの再免許では、既に放送を開始している6地域の親局6局と中継局9局の合計15局について再免許の申請があり、再免許を行うものです。なお、株式会社VIPにおける中継局整備の進捗状況につきましては、今後とも総務省において定期的に把握していく予定です。

⑤の衛星基幹放送局につきましては、地上基幹放送局ではありませんが、参 考情報としてご説明させていただきます。資料にお示ししているとおり、BS 放送のハード事業者である株式会社放送衛星システムについては合計8局、東 経110度CS放送のハード事業者であるスカパーJSAT株式会社について は合計3局の再免許の申請があり、再免許を行うものです。

3ページをごらんください。審査結果の概要です。まず、2-1では中波放送、短波放送、超短波放送及びテレビジョン放送を行う地上基幹放送局の再免許につきまして説明をさせていただきます。(1)技術基準への適合性等につきましては、電波法第7条第2項、電波法関係審査基準、放送法関係審査基準の関係規定に基づき、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備について、技術基準への適合性、周波数の割当て可能性、業務を維持するに足りる技術的能力の有無等について審査を行った結果、適当であると認められました。

また、無線設備規則第7条に定める基準、これはスプリアス発射または不要発射の強度の許容値のことですけれども、これにつきましては、不必要な電波の発射をできる限り低減させるために、平成17年の総務省令で、平成34年11月30日までに新たな基準を満たす設備への移行が義務づけられているというところですので、免許状には、新スプリアス基準に合致することの確認が

とれていない無線設備の使用は、平成34年11月30日までに限る旨の条件 を付すこととしています。

なお、平成34年という年はありませんが、このような文書のルールに従って平成34年としているところです。

- (2)の業務を維持するに足りる経理的基礎の有無につきましては、各申請について、電波法第7条第2項、電波法関係審査基準、放送法関係審査基準の各規定に基づき、業務を維持するに足りる経理的基礎の有無について審査を行うとともに、経営状況が厳しい申請者については追加資料の提出を求めた結果、各申請者の事業収支計画の内容はいずれも適正かつ合理的なものであり、全ての申請について業務を維持するに足りる経理的基礎があるものと認められました。
- (3)の基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準への適合性、いわゆるマスメディア集中排除原則のことですけれども、これにつきましては、各民間地上基幹放送事業者からの申請について、放送法第93条第1項第4号、基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令、放送法関係審査基準の各規定に基づき、出資状況及び役員の兼職状況について審査を行った結果、全ての申請について、いわゆるマスメディア集中排除原則に違反していないものと認められました。
- (4) は基幹放送普及計画への適合性です。①の放送番組の種別ごとの放送の状況(放送番組調和)については、教育を除くNHKのテレビジョン放送、中波放送、超短波放送と、民間地上基幹放送事業者のテレビジョン放送について、基幹放送普及計画や放送法関係審査基準の関係規定に基づき、目的別放送時間の割合に係る基準への適合性について審査を行った結果、全ての申請について、教育番組、教養番組、報道番組、娯楽番組の放送がいずれも行われ、かつ、テレビジョン放送については、教育番組が10%以上、教養番組が20%

以上確保される計画となっており、適合しているものと認められました。

NHKの教育放送に適用される基準につきましては、これらの数字とは異なっていますので、その数字により審査を行い、審査の結果、テレビジョン放送、中波放送のいずれも教育番組の放送時間が50%以上を占めるものであり、かつ、残りの放送時間の大部分が教養番組によって占められる計画となっており、適合しているものと認められました。

なお、前回の再免許では、テレビジョン放送の総合放送、つまり教育を除く NHKのテレビジョン放送と民放のテレビジョン放送については、教育番組が 10%以上、教養番組が20%以上確保されること、それからNHKのテレビ ジョン放送の教育放送については、教育番組が75%、教養番組が15%以上 確保されることを条件として付していました。これまでの実績について、これ らの条件が満たされていることも確認しています。

②の災害放送の充実につきましては、NHK及び各民間地上基幹放送事業者からの申請について、基幹放送普及計画及び放送法関係審査基準の各規定に基づき、災害放送を確実に実施するための体制の確保について審査を行いました。審査の結果、全ての申請について、災害放送に関する責任者、連絡系統、要員等の実施体制を定めているとともに、災害放送の実施要領等を定めており、適合しているものと認められました。また、放送事業者においては、異業種を含む事業者間連携によるライフライン情報や災害関連情報等の共有、系列共通の対応マニュアル等の策定、系列内・外の放送事業者による訓練等を実施するなど、災害放送の充実に向けた取り組みが進んでいるものと認められました。

③のその他の審査事項として、基幹放送普及計画等の関係規定に基づき、地域との結びつきの確保等について審査を行った結果、全ての申請について適合しているものと認められました。

(5) の放送の普及及び健全な発達のために適切であることの審査について

は、視聴覚障害者向け放送の充実や放送番組の編集の基準などについて審査を 行いました。

①の視聴覚障害者向け放送の充実としては、テレビジョン放送に係る各申請について、放送法関係審査基準の関係規定に基づき、字幕放送番組及び解説放送番組ができる限り多く設けられる計画があるかについて審査を行いました。審査の結果、全ての申請について、総務省が本年2月に策定した「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」に定める目標を踏まえて、字幕放送番組及び解説放送番組をできる限り多く設け、視聴覚障害者向け放送の充実に向けた計画を定めているものと認められたところです。

②の放送番組の編集の基準等については、放送法関係審査基準の関係規定に 基づき、放送番組の編集及び放送に係る基準への適合性について審査を行いま した。審査の結果、全ての申請について、番組基準を定め、その基準に従って 放送番組を編集し、放送を行う計画となっていることから、適合しているもの と認められました。

③のその他の審査事項として、放送法関係審査基準の関係規定に基づき、放送番組審議機関の設置等について審査した結果、全ての申請について適合しているものと認められました。

(6)の基幹放送局の開設の根本的基準への適合性の審査につきましては、 基幹放送局の開設の根本的基準の関係規定に基づき、既設局等への妨害排除等 について審査した結果、全ての申請について適合しているものと認められまし た。

次に、2-2の審査結果の概要です。これはNHKの短波放送(国際放送) の再免許に関する審査結果について記載しているものです。これにつきまして は、(1)の技術基準への適合性と(2)の業務を維持するに足りる経理的基礎 の有無、(3)の放送の普及及び健全な発達のために適切であることの審査、 (4) の基幹放送局の開設の根本的基準への適合性の審査の各項目につきまして、いずれも、国際放送を行うものということで多少関係規定の内容は異なる部分がありますが、基本的には、先ほど2-1でご説明させていただいた項目の一部と同じ内容となっていますので、説明は省略させていただきます。いずれも適合しているものと認められるという審査結果になっています。

7ページをごらんください。諮問の概要です。先ほどご説明させていただきましたとおり、各申請者について、関係法令に基づき必要な項目の審査を行った結果、電波法第7条第2項各号の規定に適合していると認められるので、本年11月1日付で以下のとおり再免許を行うことについて諮問するというものです。

この諮問の対象は、先ほど資料の1ページでご説明させていただきましたと おり、民間地上基幹放送事業者合計228局195社、日本放送協会が合計1 28局となっています。

なお、再免許に当たりましては、先ほどご説明させていただきましたように、 電波法第104条の2第1項の規定に基づきまして、新スプリアス基準に合致 することの確認がとれていない無線設備の使用は、平成34年11月30日ま でに限る旨の条件を付すとともに、NHK教育以外のテレビジョン放送を行う 地上基幹放送局につきましては、放送番組の編集及び放送に当たり、教育番組 10%以上、教養番組20%以上を確保する旨の条件を付すこととし、また、 NHK教育のテレビジョン放送につきましては、教育番組75%以上、教養番 組15%以上を確保する旨の条件を付すこととします。この教育番組と教養番 組の比率に関する条件につきましては、従来の再免許でも同じ条件を付してい ます。

9ページ以降は、別紙として、諮問の対象となる申請者の一覧を添付しています。また、13ページ以降は、委員限りの資料として参考資料を添付してい

ますので、適宜ご参照ください。

説明は以上です。

○吉田会長 どうもご説明ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

○石黒代理 済みません、この審査結果を見ると、業務を維持するに足りる経理的基礎の有無で、利益剰余金がないとか債務超過であるとかいうところが幾つかあるのですけれども、これについては、経営の健全化に向けた取り組みというのはどういったことを確認されているのか教えていただきたいのと、債務超過の会社については、親会社による増資とかの要請をしているのでしょうか。債務超過というのは非常にまずい状態なので、放っておいては、普通の会社であればいけないのですけれども、そのあたりをどういった判断で経理的基礎が大丈夫と思われたのかというところを教えてください。

○三田地上放送課長 ご指摘のとおり、債務超過につきましては、非常によくない状態だと認識しております。債務超過の状態で、その放送事業者だけで事業を継続していくことは困難だと考えておりますので、親会社等から再免許期間中の放送事業がしっかりと継続されるよう支援を行うことを確認する文書を提出していただくことによって、放送事業者単体ではなくて、親会社等も含めてしっかりと経理的基礎があるという審査を行っています。現時点では、債務超過になっている放送事業者の親会社等は、全て健全な経営状況、財務体質になっています。

なお、債務超過にはなっていないけれど、利益剰余金がない放送事業者につきましては、直ちに経営状況が危険ということではないので、今後、総務省において定期的に経営状況を把握していくこととしています。

- ○石黒代理 わかりました。ありがとうございます。
- ○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○林委員 大変わかりやすいご説明、ありがとうございました。番組調和原則についてですが、5ページにご説明がございましたように、放送事業者が自ら策定した番組基準の基準適合性を審査しており、本審査結果自体に異論はこざいませんけれども、具体的に各番組をどのような種別に分類するかは、放送事業者に委ねられておりますので、従来から、番組の種別分類が適切に行われているのかにつき若干の疑問を呈する指摘も一部でなされているようでございますので、こういった指摘も踏まえつつ、再免許対象放送事業者におかれては、あくまで各々の自主・自律的なご判断として、この番組調和原則の理念について、今回、8ページにございますような条件が付されたことの意味やそこから浮かび上がる社会からの期待を、今一度しっかり受け止めていただきたいと存じます。

○三田地上放送課長 ありがとうございます。ご指摘のとおり、基本的に番組種別につきましては、教育、教養のそれぞれの割合について総務省から条件として付していますけれども、どの番組が教養に当たり、どの番組が教育に当たるか、あるいはどの番組が報道に当たり、どの番組が娯楽に当たるかということにつきましては、まずは放送事業者が自主的に判断するという形で運用されています。

放送事業者においては、それぞれの番組がどの種別に当たるかということをホームページなどで公表していますので、そのような形でも、一定の透明性があり、きちんとした分類が行われることが担保されるのではないかと考えています。御指摘のとおり、引き続き、放送事業者において、適切に放送番組の種別の分類が行われることを期待しています。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。

では、私から1つだけコメントをさせていただきたいと思います。基本的に この諮問につきましては全く異論ございません。ただ、これを拝見しておりま して、5年経過後の再免許の折に、新規でこういう放送をやりたいという事業者が今回は皆無で、既存の業者ばかりだったということで、それはそれでよろしいのですけれども、その理由について考えてみますと、最近やはりインターネットが非常に身近になってきており、今後新たに参入しようとする場合、その容易性からインターネット放送になる傾向にあるのかなと推察しております。その場合、一般の国民から見ますと、今回のようにしっかりと審査を受けて認められた基幹放送局と、インターネット上で立ち上がった放送局との差が、媒体等の差はあるものの、それほど明確に感じられなくなるのではないかという点が気になります。そのあたり、一般の国民にもわかるような手だてのようなものがあってもいいのかなと感じたのですけれども、そのあたりは仕方ないのでしょうか。

○三田地上放送課長 ありがとうございます。インターネットによる情報発信 は放送ではないので、お答えできる立場にはありませんが、少なくとも、放送 につきましては、放送法の枠組みの中で適切な情報がしっかりと放送される仕 組みになっていることを、国民の皆様に御理解いただけるようにしていかなく てはいけないと感じていますので、放送事業者の方々とともに、国民の皆様に 御理解いただけるように取り組んでいきたいと思っております。

○吉田会長 よろしくお願いします。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、諮問第28号及び第29号は、諮問のとおり再免許を行うことが 適当である旨の答申を行いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 それでは、そのように決することといたします。 どうもありがと うございました。

以上で、情報流通行政局の審議を終了いたします。情報流通行政局の職員は

退室をお願いいたします。

(情報流通行政局職員退室)

閉 会

○吉田会長 それでは、本日はこれにて終了します。答申書は、所定の手続に より、事務局から総務大臣宛て提出してください。

なお、次回の開催は、平成30年11月9日金曜日の15時からを予定して おりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の審議会を終了します。ありがとうございました。